へ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ使用済燃料が存在するイからニまでに掲げる施設（通報事象等規則第七条第一号の表トの規定に基づき原子力規制委員会が定めたものを除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ト(3)、(4)及び(7)並びに第十四条の表トに規定する事象
トイからヘまでに掲げるもの以外の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設	通報事象等規則第七条第一号の表チ並びに第十四条の表チに規定する事象
チ　再処理施設	通報事象等規則第七条第一号の表リ(2)及び(3)に規定する事象

四　通報事象等規則第七条第二号の事象

3　試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第八条第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外の濃度限度等）

第八条　試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第四条第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一　放射性物質の種類（別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、空気中の濃度については第五欄、水中の濃度については第六欄に掲げる濃度

二　放射性物質の種類が明らかで、かつ、空気中又は水中にそれぞれ二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三　放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、別表第一の第五欄又は第六欄に掲げる空気中又は水中の濃度（それぞれ当該空気中又は水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、それぞれ最も低いもの

四　放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が別表第一に掲げられていない場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて、空気中の濃度については第三欄、水中の濃度については第四欄に掲げる濃度

五　空気中及び水中に放射性物質がある場合において、それらを合わせて吸入摂取及び経口摂取するおそれがあるときは、その空気中又は水中における放射性物質の濃度のそれぞれ空気中又は水中のその放射性物質についての第一号、第三号又は前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

六　外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中又は水中の放射性物質を吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあっては、外部被ばくによる一年間の実効線量の一ミリシーベルトに対する割合と空気中又は水中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

2　再処理規則第十六条第四号、再処理設工規則第十六条第一号及び再処理性能基準規則第二十五条第一号に規定する空気中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が前項第一号から第四号までに規定する濃度とする。ただし、空気中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく及び外部被ばく（放射性廃棄物の海洋放出に起因するものを除く。以下この条において同じ。）又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、空気中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての前項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度をもって、その空気中の放射性物質の濃度限度とする。

3　再処理規則第十六条第七号、再処理設工規則第十六条第一号及び再処理性能基準規則第二十五条第一号に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量限度は、実効線量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。ただし、放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばく及び外部被ばくは放射性物質がある空気を呼吸することによる被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は空気中の放射性物質についての平均濃度のその放射性物質についての第一項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合との和が一となるような放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量をもって、その線量限度とする。

4　第一項から前項までの規定は、第二条第二項の規定に基づき原子力規制委員会が認めた場合には、適用しない。

（放射線業務従事者の線量の報告）

第九条　製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第百三十六条第一項及び第百三十九条第一項、第二種埋設規則第二十七条第一項、廃棄物管理規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第百三十一条第一項及び第百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

（外部放射線に係る線量等の算定）

第十条　第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第二条第十二号ホ、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七条第一号、特定廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三十号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二条第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七条第四号及び第五号、特定廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。